

2025 年 期 第 3 回 課題研究テーマ (九州実務補習所)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 13 号) が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立し、日本の防衛力の抜本的強化に必要な財源を安定的に確保するため防衛特別法人税が創設されました。【前提条件】に照らし合わせて論じなさい。

【前提条件】

- ・福岡市内に本社があり、九州内全県に店舗を保有する小売業の株式会社とする。
- ・東京証券取引所のプライム市場に上場している。
- ・3 月 31 日決算会社であり、法人税法上の中小法人等に該当しない。
- ・外形標準課税法人に該当する。
- ・毎期の課税所得は 1 億円とする。
- ・税務上の繰越欠損金はない。
- ・繰延税金資産の回収可能性の判断における会社分類は分類 3 としている。
- ・将来減算一時差異の回収可能性における将来の合理的な見積り可能期間を 5 年として算定している。

テーマ

(1) 前提条件に照らして、防衛特別法人税の金額計算方法を説明しなさい。また、税効果会計で適用する法定実効税率を説明しなさい。なお、説明を行う際には適用される事業年度も説明すること。

(2) あなたは前提条件の会社を担当する主査です。被監査会社の担当者より「防衛特別法人税に関して、会計処理及び開示における留意事項を教えてください。」との質問がありました。下記のそれぞれの決算期において、留意すべき事項を説明しなさい。

- ① 2025 年 3 月期における留意事項
- ② 2027 年 3 月期における留意事項

注) 課題研究提出時には、【前提条件】は記載を省略すること。